

# 役員選任に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の定款第13条の規定に基づき、役員選任に関する必要な事項を定める。

## (定数)

第2条 定款第12条に定める理事（57名以内）は、土木部会員45名以内、建築部会員8名以内、下水道部会員2名以内、正会員外2名以内とする。

2 定款12条に定める監事（5名以内）は土木部会4名以内、建築部会1名以内とする。

3 各部会員から選出する理事及び監事の定数は理事会で定める。

4 同一正会員から複数の理事を選出しないものとする。

## (選任)

第3条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

第4条 本規程に明示のない事項については、理事会の議決により定める。

## 附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。